

## 八峰町地場産業等強化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、八峰町補助金等交付要綱（平成18年3月27日告示第7号）に定めるもののほか、八峰町地場産業等強化対策事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、主食用米や加工用米等の原材料価格高騰の影響を特に受けている酒類、ハタハタ寿司加工製造業の事業者に対し補助金を交付することにより、当該事業者の安定した経営環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原材料米 製品の製造に必要となる加工用米及び主食用米
- (2) 価格上昇分 原材料米60kgあたりの令和6年度の平均価格から令和5年度の平均価格を引いた額
- (3) 仕入れ数量 原材料米60kgを単位とした数量

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内の酒類製造業、ハタハタ寿司加工製造業に該当する事業者とし、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、町内に事業所又は住所若しくは主たる事務所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 申請日時点で事業の休止又は廃止を予定している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持つ者
- (3) 町税に滞納がある者

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、価格上昇分に仕入れ数量を乗じた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は100万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八峰町地場産業等強化対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 仕入れた原材料米の価格及び数量が分かる納品書又は購入伝票等の書類の写し

(2) 町税の完納証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めたときは、八峰町地場産業当強化対策補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項により補助金の交付決定を受けた者は、町長に八峰町地場産業等強化対策事業補助金交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、令和8年3月31日までに事業を廃止又は停止した場合は、その旨を町長に報告するとともに、補助金を返還しなければならない。

(関係帳簿の保管)

第10条 交付決定者は、当該補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年6月27日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。